

しんきん オーナーの火災ほけん

個人用火災総合保険



この街と生きていく

事業性火災保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫



しんきん オーナーの火災ほけん 4つの特長を知る!

しんきん オーナーの火災ほけんは、火災はもちろん、さまざまな自然災害や日常生活の思いもよらないリスクまで、幅広い補償の中からぴったりのプランを選択できます。

また、水まわりのトラブルに対する応急サービスなどの、すまいやくらしの安心サービスを無料でご提供します。

特長1

会員専用商品※とすることで割安な保険料を実現

※会員法人、会員個人事業主、会員個人の方にかぎります。

業界制度商品による割引により、リーズナブルな保険料でご加入いただけます。

特長2

幅広い補償内容でお客さまの建物・動産をお守りします

火災、落雷、破損・爆発等の基本補償に加えて、建物電氣的・機械的事故特約や家賃収入特約等のオプションもご用意。お客さまの大事な財産をお守りするために、充実の補償をご案内します。

火災以外の事故のお支払保険金例

水災・風災・雪災 など

事故例

集中豪雨で自宅が
床上浸水した。



お支払保険金例 **152.7万円**

不測かつ突発的な 事故 (破損・汚損など)

事故例

物を運んでいるときにバランスを
崩し、ドアに当たりドアが破損した。

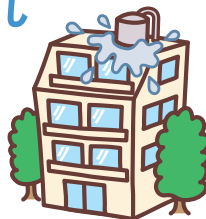


お支払保険金例 **26.9万円**

漏水などによる水濡れ

事故例

天井裏の水道管が破損し
水濡れ損害が発生した。



お支払保険金例 **71.1万円**

盗難による盗取・ 損傷・汚損

事故例

泥棒が入って
窓ガラス、ドアが破損した。



お支払保険金例 **91.9万円**

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

特長3

充実のサービスをすべてのプラン^(注1)で無料セット! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名	
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス 賃借人も対象*	かぎのトラブル 応急サービス 賃借人も対象*
	防犯機能アップ 応援サービス	健康・医療相談 サービス ^(注2)
		介護関連相談 サービス
平日 午前10時～ 午後5時 ^(注3)	住宅相談サービス (原則予約制)	法律相談サービス (原則予約制)
	税務相談サービス (原則予約制)	

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P.20をご参照ください。

(注1) 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

(注2) サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。

(注3) 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

*オーナーの方から専用デスクへ連絡いただく必要があります。

*サービス提供時には賃借人の方の立会いが原則となります。

特長4

建てかえ時の費用も補償可能に!

しんきん オーナーの火災ほけんでは、**住宅に7割以上の損害^(注)が発生し、新築に建てかえた場合に、建てかえ費用をお支払いする特約**を新設しました。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が**自動セット**されます。

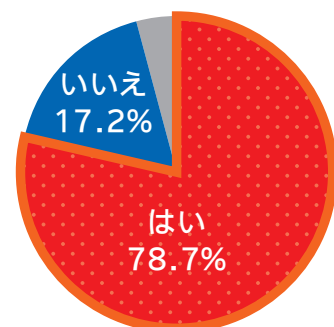
(注) 保険の対象である建物について、協定再調達価額に対する損害の額の割合が70%以上100%未満の場合

詳しくはP.7をご参照ください。

独自
調査

損保ジャパン実施のアンケートによると、自宅に7割以上の損害が発生した場合に、**約78.7%の方が**新築への建てかえを検討しています。(右図参照)

▶ 自宅に7割以上の損害があった場合、新築に建てかえたいですか?





プランを確認する!

それぞれの契約プランで

建物と家財

建物のみ

家財のみ

が選べます。P.15をご参

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プラン^(注1)をご用意しました。

事故の区分	補償内容	事故例		ベーシック (I型)	ベーシック (I型)水災なし	ベーシック (II型)
		建物 ^(注2)	家財 ^(注2)			
火災、 落雷、 破裂・爆発	火災、落雷、 破裂・爆発による損害を 補償します。	 火災により 建物が焼失した。	 落雷により 家電製品が壊れた。	○	○	○
風災、 ひょう 雹災、雪災	ひょう 風災、雹災、雪災による 損害を補償します。	 台風で 屋根が壊れ、 建物が損害を受けた。	 台風で 窓ガラスが壊れ、 家財が損害を受けた。	○	○	○
水災	こう 洪水や土砂崩れなどの水 災(評価額の30%以上の 損害、床上浸水)による損 害を補償します。	こう 台風に よる洪水 によって床上浸水し、 建物が損害を受けた。	こう 台風に よる洪水によって床上 浸水し、家財が損害を 受けた。	○	補償 されません	○
盗難による 盗取・ 損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、 汚損等による損害を補償 します。	 泥棒が 侵入した際に 窓ガラスが壊された。	 泥棒が 侵入した際に 家財が盗まれた。	○	○	○
建物外部からの 物体の落下・ 飛来、水濡れ、 騒擾など	建物外部からの物体の落 下・飛来・衝突、漏水など の水濡れ、騒擾・集団行 動等を伴う暴力行為によ る損害を補償します。	 自動車が 飛び込み、塀が壊れた。	 給排水管 からの水漏れで 家財が水浸しになった。	○	○	○
不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	上記を除く、不測かつ突発 的な事故を補償します。	 家具を ぶつけて ドアを 壊してしまった。	 子供が テレビに物をぶつけて 壊してしまった。	○	○	補償 されません

選べる

自己
負担額

自己負担額0円・1万円・3万円 赤枠内の事故の自己負担額は、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。

左記^(注)参照

0円

1万円

3万円

5万円

(注1) 保険の対象が「戸建ての建物(T、H構造)」の場合、水災補償が原則セットとなります。ベーシック(I型)、ベーシック(II型)、スリム(I型)をご選択ください。

(注2) 保険の対象が建物のみの場合、家財はまた、保険の対象が家財のみの場合、

補償されません の場合、次のような事故で保険金を受け取ることはできません。

水災



お支払保険金例
152.7万円

近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。実際に、これまで水災が発生しないような地域でも水災が発生しています。

突然の大雨、近くに河川が無くても...

- 台風や暴風雨などにより土砂崩れが発生する可能性
- 下水などが溢れる都市型の水災の可能性

将来の地球環境も予測が困難な状況であり水災の危険が確実に増しているといえる現代において、水災が補償されるプランをおすすめします。

不測かつ突発的な事故
(破損・汚損など)



お支払保険金例
26.9万円

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

お支払いする損害保険金

損害の額から自己負担額を差し引いた

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

※ 損害の額には、保険の対象を事故発生直費用のほか、復旧付随費用を含みます。

※ 自己負担額を高く設定すると、低く設定した一方で、事故の際にお客さまに負担をいた

※ 1つのご契約で、建物と家財をご契約されそれぞれの損害の額に対して適用され

※ 保険の対象である建物が全焼等により建

差し引かず損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、P.13・14をご参照ください。

賃貸住宅(マンション・アパート・戸建)にオーナーさまご自身がお住まいになる場合
 オーナーさまご自身の家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。建物と家財をあわせてご契約いただくことをおすすめします。

補償内容の詳細はこちら >



照ってください。

「費用保険金など」補償内容

ベーシック (II型)水災なし	スリム (I型)	スリム (II型)
○	○	○
○	○	○
補償 されません	○	補償 されません
○	補償 されません	補償 されません
補償 されません	補償 されません	補償 されません
10万円	3万円	5万円 10万円

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。
(いずれか選択してください。)



損害保険金×10%
(100万円または
保険金額×10%の
いずれか低い額限度)

臨時費用保険金
なし



全プラン共通で自動的にセット

地震火災費用保険金

地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。



凍結水道管 修理費用保険金

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。



! パッキングのみに生じた損害などは対象外です。

損害防止費用

消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。



詳しくはP.14へ



しんきん オーナーの火災ほけんには原則セットされます。ご希望により外すこともできます。



地震保険



地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくはP.5へ



ひとまわり大きな安心をプラス!
(各種特約)



建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には、建てかえ費用特約が自動セットされます。

詳しくはP.7へ

家財の補償もお忘れなく!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。建物のみの補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合

建物・家財 いずれも補償されます。

建物のみ に火災保険をかけた場合

建物 は補償されます。
家財 は補償されません。

あなたとご家族の家財、いくらあるかご存知ですか? 思っている以上に家財は高額です。

家財の新価の目安

(2023年4月現在)

家族構成		2名 大人のみ	3名 大人2名/ 子供1名	4名 大人2名/ 子供2名	5名 大人2名/ 子供3名	独身世帯
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
	50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

詳しくはP.13へ

額をお支払いします。

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

前の状態に復旧するために必要な費用(復旧

場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。だく金額が大きくなりますので、ご注意ください。ている場合、上記の自己負担額は、建物と家財です。物を復旧できない場合などは、自己負担額を

保険金の額の詳細はこちら >



あなたの家財の金額は?
3項目でかんたんシミュレーション >



家財を保険の対象とした場合のご注意についてはP.17をご参照ください。



地震保険は必要保険です!

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。
しんきん オーナーの火災ほけンだけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

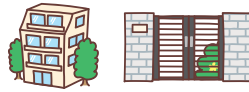
地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



地震保険の保険の対象

建物 居住用建物(専用住宅および併用住宅をいいます。)ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財 居住用建物に収容されている家財一式。



! 保険の対象に含まれないもの (しんきん オーナーの火災ほけンで保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの



地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる **主契約の保険金額の30%~50%の範囲内** で設定します。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。
※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

[詳細はこちら >](#)



割引の種類(割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料(注1)
免震建築物割引(50%)	免震建築物(注2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類(注4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注5)(注6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」など
耐震等級割引(等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%)	耐震等級(注2)を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注5) 例)「フラット35Sの適合証明書」など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します(注6。)) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」など
耐震診断割引(10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」など
建築年割引(10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」など

(注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づ

き評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。
 (注5) 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を

適用します。
 (注6) 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。しんきん オーナーの火災ほけんにセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(個人用)
 ※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

火災総合保険の保険手続きNavi等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、申し込みを行わない旨を個人用火災総合保険の保険手続きNavi等の電磁的手法または電話により、確認し記録させていただきます。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

[詳細はこちら](#)



	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2023年4月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。**門・塀・垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。**

⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2023年4月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

地震保険のほかにも、地震の際の補償を充実させる地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)をご用意しています。

詳しくはP.10へ



ひとまわり大きな安心を

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。

家を修理せずに建てかえたい

住宅の大部分に損害が発生した場合に、
修理ではなく家を建てかえたいというお客さまに向けた特約です。

建てかえ費用特約



住宅に70%以上の損害が生じた場合に、
新築に建てかえる費用を補償します。
建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には
当該特約が自動セットされます。

▶ **セットできるプラン** **すべてのプラン**

▶ **自動セットされる契約の主な条件** 保険の対象に建物が含まれていること
建物の協定再調達価額と建物の保険金額が同額であること

＼こんな方に！／

住宅に大規模な損害があった場合、
修理ではなく家を建てかえ・買いか
えたい！

保険金をお支払いする場合

【建てかえ費用保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる
場合で、以下の条件をいずれも満たす場合
・損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
・事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物
への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと
※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要
です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合
※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。
・取りこわしを開始・完了した場合
・損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
・損害を受けた建物の使用を開始した場合

保険金をお支払いできない主な場合

建てかえをせずに修復をした場合 など

お支払いする保険金

以下について、「建てかえ完了後」にお支払します。

【建てかえ費用保険金】

被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用
－損害の額
(建物の保険金額－損害の額が限度)
※損害の額には、復旧付随費用は含みません。

【取りこわし費用保険金】

取りこわし費用の実費(建物の保険金額の10%が限度)

【ご注意】

この特約により保険金を支払う場合は、以下のいずれか
早い時に保険契約が終了します。
・損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額の
80%を超えたことにより保険契約が終了する時
・損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
・被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
・被保険者が損害を受けた建物の使用を開始した時

建てかえ費用特約開発の背景(2022年10月新設)

●いざという時に新築へ建てかえられる費用を補償したい！

損保ジャパンが独自に実施したアンケートによると、
右のイラストのような大きな損害があった場合、約78.7%
の方が新築へ建てかえたいと回答しています(P.2参照)。
一方、これまでの商品のお支払対象は「事故発生直前の状態に
復旧するための費用」となり、「建てかえ・買いかえに要する費用」
については自己負担いただいている状況でした。

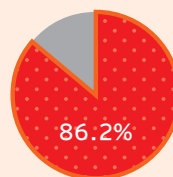


建物が大きく損害を受けた場合、
美観や使い勝手、安全性などの
観点から修復ではなく建てかえ
を選択肢として考えられることも
多いようです。

近年、大規模自然災害が相次いで発生しており、自然災害のリスクは一層高まっています。
万が一大きな損害が発生した場合に安心して建てかえ・買いかえの選択肢も
取っていただけるよう、建てかえ費用特約を開発しました。

●アンケート調査による加入意向は85%以上！

約2万人を対象とした損保ジャパンの独自アンケートによると、
建てかえ費用を補償する保険について、
85%以上の方に加入意向がありました。(右図参照)



加入したいと思う、
もしくは保険料次第で加入したいと思う
86.2%

多くの方に加入意向があることから、自然災害リスクが高まる中でより多くのお客さまに
補償をお届けすべく、条件に該当する契約について建てかえ費用特約を自動セットします。

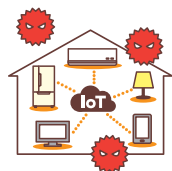
プラス!

省エネ住宅が抱えるリスクへの補償を充実させたい

IoT住宅費用「売電収入・サイバーリスク」特約の補償拡大に伴い、太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約に名称変更となりました。

補償
拡大

太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約



【発電利益補償】

太陽光発電システムが火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により損害を受けた結果、被った売電収入の損失に加えて、自宅で電力を消費することができなくなったことによって発生する電気代相当額を補償します。 ※下線部分が補償拡大部分です。

【住宅内サイバーリスク補償】

住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン・家電製品など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合に補償します。

＼こんな方におススメ!／

【発電利益補償】

太陽光発電システムで発電した電力に関する利益損失リスクに備えたい!

【住宅内サイバーリスク補償】

スマートハウス・スマート家電等にウイルス対策を実施しているが、日々高度化しているサイバー攻撃への対策ができていないか不安。

- 【事例】
- ・建物に設置された太陽光発電システムが台風によって破損してしまい、発電によってまかなわれていた電気代を負担した。(発電利益補償)
 - ・建物に設置された太陽光発電システムが積雪によって破損してしまい、売電収入が減ってしまった。(発電利益補償)
 - ・スマートハウスのネットワーク構成機器・設備(パソコン・家電製品など)がサイバー攻撃を受け使用不能となり、修理するために費用を負担した。(住宅内サイバーリスク補償)
 - ・対象の建物内で親族の通信機器がサイバー攻撃を受け個人情報が漏えいし、見舞品の購入費用・発送費用を負担した。(住宅内サイバーリスク補償)

▶セットできるプラン **ベーシック(I型)** **ベーシック(I型)水災なし**

▶セットできる契約の主な条件 保険の対象が建物および家財であること

▶特約の保険金額 発電利益補償: 発電利益の月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
(約定復旧期間は3か月~6か月の整数月で決定します。)
住宅内サイバーリスク補償: 30万円、50万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

【発電利益保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故(注)により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた結果、発電利益に損失が生じた場合

(注)建物電氣的・機械的の事故特約がセットされている場合は、電氣的の事故または機械的の事故を含みます。

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備(コンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置、通信用回線設備、携帯型通信機器など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が以下の費用を負担した場合

情報機器等修理費用/情報漏えい対応費用(個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金については1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1法人あたり3万円が限度)/データ復旧費用/事故現場の保存・状況調査等に必要費用/事故の原因調査・再発防止のための費用/事故の拡大防止に必要な費用/有益なコンサルティング等を受けるために必要な費用

保険金をお支払いできない主な場合

【発電利益保険金】

太陽光発電システムに損害が生じていない場合

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

- ・使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークに使用されていないことに起因して費用が生じた場合
- ・漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い損害が生じた場合

など

ご注意

1. 発電利益補償を選択せず、住宅内サイバーリスク補償のみを選択することも可能です。
2. 住宅内サイバーリスク補償の対象となるネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、当該特約をセットすることができません。
3. 住宅内サイバーリスク補償について、事故の際には警察等に書面等で被害の届出または報告をしていただく必要があります。また保険金のお支払いには、被保険者が負担した費用が事故によって生じたものであることを、客観的資料により確認する必要があります。

向けて上記の2つの特約をご用意しています。
り組みについてはP.19をご参照ください。

住宅修理トラブルの際に弁護士に相談したい

悪質な住宅修理業者とのトラブルの際に
弁護士に対応してもらいたい、法律相談をしたいというお客さまに向けた特約です。

新設

住宅修理トラブル弁護士費用特約



悪質な修理業者との住宅修理トラブル^(注)を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

(注) 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)に関する紛争をいいます。

【事例】 保険金請求を代行する修理業者と契約したが、請求された手数料を払ってしまうと建物が完全には修理ができないと判明し、契約を解約するために弁護士に対応を委任した。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

▶ 自動セットされる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

こんな方におススメ!

悪質な住宅修理業者とのトラブル時に直接交渉をするのが不安。弁護士に対応をお願いしたい!

保険金をお支払いする場合

【弁護士費用保険金】

住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合

【法律相談・書類作成費用保険金】

住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合

被保険者の範囲はP.17をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

弁護士等への委任について、あらかじめ損保ジャパンの承認を得なかった場合(弁護士費用保険金) など

お支払いする保険金

【弁護士費用保険金】

弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が負担する費用(1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円限度)

【法律相談・書類作成費用保険金】

弁護士等に法律相談・書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用(1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円限度)

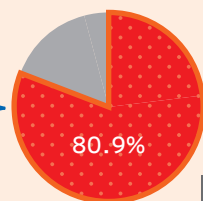
【注意】 お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

住宅修理トラブル弁護士費用特約開発の背景

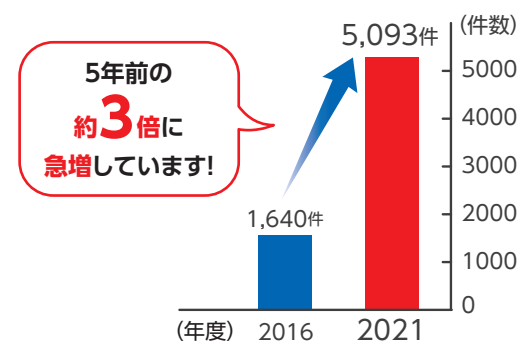
近年、自然災害の増加を受け、災害に便乗する悪質な住宅修理業者によるトラブルが5年前の約3倍に急増しています。(右図参照)悪質な住宅修理業者と契約を行ってしまった場合に、契約解除の対応などをお客さまご自身で行うことが難しく、弁護士委任や法律相談を行うケースも出てきており、このような費用の補償に対するニーズが高まっています。損保ジャパンの独自アンケートによると、「悪質な住宅修理業者とのトラブルを解決するための弁護士等への費用の補償が自動セットされた火災保険」について80%以上の方が魅力的であると回答しました。(下図参照)このように多くのお客さまからのニーズが確認できたため、弁護士等への委任に要する費用または法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。また、より多くのお客さまに補償をお届けすべく、保険の対象に建物が含まれている契約について、住宅修理トラブル弁護士費用特約を自動セットします。

とても魅力的だと思う、
もしくはやや魅力的だと思う

80.9%



〈悪質な住宅修理業者とのトラブル相談件数〉



※ 一般社団法人日本損害保険協会チラシ「あなたの保険金が狙われています!」より
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/ctuevu00000054tc-att/hokengatukaeru.pdf>

住宅修理サービスに関するトラブルの詳細についてはP.21・22をご参照ください。

地震の補償を充実させたい

地震保険の保険金額は、最大で火災保険金額の50%です。

地震等による損害が生じた場合の補償を充実させたいお客さまに向けて特約をご用意しています。

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等による
火災損害を
カバー



地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

【事故例】 地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。

▶ **セットできるプラン** ベーシック(I型) ベーシック(I型)水災なし ベーシック(II型) ベーシック(II型)水災なし

▶ **セットできる契約の主な条件** 保険期間が整数年であること

▶ **地震保険料控除** お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2023年4月現在)

地震保険料控除はP.6をご参照ください。

こんな方におススメ!
地震保険には加入しているけど地震による火災補償が100%ではないため不安。しっかり補償したい!

保険金をお支払いする場合

地震等を原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合。地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

お支払いする保険金

地震火災50プラン

保険金額(注)×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

地震火災30プラン

保険金額(注)×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

(注)保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属等は含まれません。

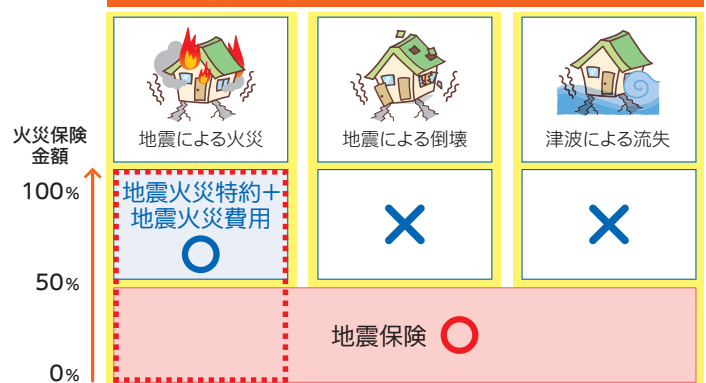
保険金をお支払いできない主な場合

- ・建物の損害が半焼以上とならなかった場合
- ・家財の損害が全焼とならなかった場合 など

ご注意 地震保険をセットしない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は当該特約では補償されませんのでご注意ください。

地震保険はP.5・6をご参照ください。

備えの状況(地震火災50プランの場合)



※上表は地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震保険が全損認定された場合のお支払いイメージです。

賠償事故に備えたい

施設賠償責任特約



保険証券記載の建物の欠陥や、この建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【事故例】 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を傷つけてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

▶ **セットできるプラン** すべてのプラン

▶ **セットできる契約の主な条件** 対象業種が、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業(戸建を賃貸する場合も含みます。)であること

▶ **特約の保険金額** 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

こんな方におススメ!
賃貸マンションや小売店など、対象業種に該当する場合で、業務上の損害賠償責任を問われるようなトラブルに備えたい!

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

保険金をお支払いできない主な場合

建物外部から内部への雨や雪等による侵入または吹き込みによる損害の場合 など

お支払いする保険金

損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用など

ご注意 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

類焼損害特約



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

【事故例】 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

▶セッティングできるプラン **すべてのプラン**

＼こんな方におススメ！／

万が一火事を発生させてしまった際に、ご近所の方へなるべく迷惑をかけたくない。

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ・火災によって発生した煙や臭気による損害の場合
- ・延焼してしまった建物が空家や専用店舗の場合 など

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円が限度)

ご注意

1. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
2. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただくお手続きなどが必要です。

建物電氣的・機械的事故特約



建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械の内的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

【事故例】 ・給湯器の点火操作時に異常着火し、配線が焼きついて故障した。
・エアコン室外機の内部の電気部品がショートし、焼付けが生じたことにより、室外機が使用不能になった。

▶セッティングできるプラン **ベーシック(I型)** **ベーシック(I型)水災なし**

▶セッティングできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

＼こんな方におススメ！／

修理に高額な費用がかかるであろう建物の機械設備について、電氣的・機械的事故があった場合にも備えたい!

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ・自然の消耗、劣化等による損害の場合
- ・この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害の場合 など

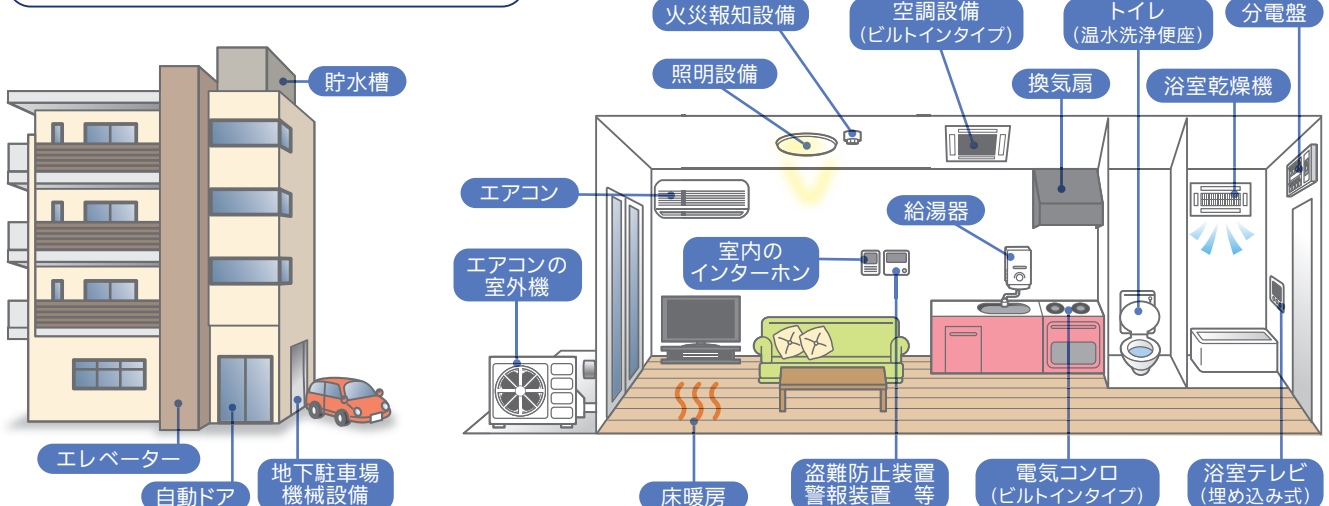
お支払いする保険金

P.13お支払いする損害保険金の額の算式により算出された建物の損害保険金(注1)、臨時費用保険金(注2)

(注1) 自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。

(注2) 臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。

補償の対象となる機械設備の例



事故対応等家主費用特約



賃貸住宅(借戸室)内での死亡事故に伴う家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

POINT!

高齢化社会の進展により65歳以上の1人暮らしの方が増加しており、それに伴い孤独死リスクも増加しています。賃貸住宅内で死亡事故が発生した結果、家賃の損失および清掃費用等の費用負担が発生する可能性があります。

こんな方におススメ!

【大家さん向け】
賃している戸室で死亡事故が起こった際にかかる費用負担を補償したい。

- 【事例】・賃貸住宅(借戸室)で死亡事故が発見され、その戸室の新たな入居者が見つからず、家賃収入が5か月間停止してしまった。(家賃収入)
・上記戸室を賃借可能な状態に戻すための清掃・消毒・リフォーム費用や火葬費用を負担した。(死亡事故対応費用)

▶ **セットできるプラン** **すべてのプラン**

▶ **セットできる契約の主な条件** 家賃収入特約がセットされていること

▶ **特約の保険金額** ・家賃収入補償: 保険の対象である建物の家賃月額
・死亡事故対応費用補償: 100万円

保険金をお支払いする場合

【家賃収入保険金】

賃貸住宅(借戸室)内で死亡事故(自殺・犯罪死・孤独死^(注1))が発見され、死亡事故発生住宅(戸室)に空室期間^(注2)・値引期間^(注3)が、隣接戸室^(注1)に空室期間^(注2)が発生したことによる家賃の損失が生じた場合

※死亡事故発見日からその日を含めて90日^(注4)以内に死亡事故発生住宅(戸室)の家賃借契約が終了した場合にかぎります。

(注1)死亡事故により物的損害が発生した場合にかぎります。

(注2)賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかぎります。

(注3)新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合にかぎります。

(注4)賃貸借契約終了のために相続財産清算人が選任された場合は、730日以内とします。

【死亡事故対応費用保険金】

賃貸住宅(借戸室)内で死亡事故(自殺・犯罪死・孤独死^(注1))が発見され、被保険者が原状回復費用^(注2)または事故対応費用^(注3)を負担した場合

※死亡事故発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかぎります。

(注1)死亡事故により物的損害が発生した場合にかぎります。

(注2)死亡事故発生住宅(戸室)等を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等するために要する費用

(注3)死亡事故に対応するために被保険者が支出を余儀なくされた、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入費用、火葬費用または葬祭費用、相続財産清算人選任申立費用

お支払いする保険金

【家賃収入保険金】

●空室期間が発生したことによる家賃の損失
家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数

●値引期間が発生したことによる家賃の損失
値引した家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数

※家賃収入特約から家賃収入保険金が支払われる場合は、家賃収入保険金の額を差し引きます。

【死亡事故対応費用保険金】

実費(1回の事故につき、100万円が限度)

※見舞金・見舞品購入費用は、1回の事故につき、10万円を限度とします。

ご注意 居住戸室数をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故の場合
など

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●営業用什器・備品等損害特約

業務用の什器・備品等の動産^{じゅう}について、建物に収容されている間に生じた偶然な事故を補償する特約です。

●商品・製品等損害特約

商品・製品等の動産について、建物に収容されている間に生じた偶然な事故を補償する特約です。

●安心更新サポート特約

万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。保険期間が5年のご契約に自動セットされます。

など



契約上重要となるご注意点

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が風災などの事故によって破損することとしない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)保険の対象が建物の場合は協定再調達価額、家財の場合は再調達価額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。))を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。))より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いします。なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。(注)

(注)損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

お支払いする損害保険金の額

損害の額(注1) - 自己負担額(注2) = 損害保険金(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

(注1) 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用および、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)をいいます。

(注2) 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

※保険の対象である家財の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金が異なる場合があります。詳しくは、P.17「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

※水災支払方法縮小特約をセットした場合のご注意

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする損害保険金は次のとおりです。

お支払いする主な場合	お支払いする損害保険金
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、評価額(注1)の15%以上30%未満の損害が生じたこと (3)(1)および(2)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)上記3。(注1)をご参照ください。(注2)上記3。(注2)をご参照ください。 ※貴金属等については、この特約の規定を適用しません。	左記(1): 上記お支払いする損害保険金×70% 左記(2): 保険金額(注3)×10% (1事故1敷地内につき200万円限度) 左記(3): 保険金額(注3)×5% (1事故1敷地内につき100万円限度) ※上記(2)、(3)が同時に支払われる場合、損害保険金の合計額は1事故1敷地内につき200万円限度です。 (注3) 保険の対象が家財の場合、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

費用保険金などについて

損害保険金のほかに、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上(注1)、または保険の対象である家財が全焼(注2)した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 (注1) 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含まれません。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
2. 凍結水道管修理費用保険金 ※保険の対象に建物が含まれる場合のみ	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度) ※パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
3. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%(注1)のいずれか低い額が限度) (注1) 保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。 ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。 ※臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみお支払いします。 ※水災支払方法縮小払特約をセットした場合は、水災で損害保険金が支払われる場合において、臨時費用保険金は支払われません。
4. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害(注)
- (注) 敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故は補償することができます。
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害(注)
- (注) 地震保険をセットすることで、補償することができます。(P.5「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。)
- 核燃料物質に起因する事故による損害、放射線照射または放射能汚染による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等 ひょう じん
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入
- ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が損害保険金を支払う事故によって破損することにとまない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき、保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。)

など



不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害

など

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	信用金庫の会員法人・会員個人事業主・会員個人で信用金庫に対して賦払償還債務を負う債務者	
保険の対象	建物	信用金庫の貸付金により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容された家財

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

なお、「しんきん オーナーの火災ほけん」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

保険料決定の仕組み

しんきん オーナーの火災ほけんの保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。しんきん オーナーの火災ほけんでは、建物のみ、家財のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。



(注1) 区分所有建物の専有部分である場合において、主に被保険者が使用または管理する共用部分(バルコニー・ベランダ等)に損害が生じ、管理組合の規約にもとづいて被保険者に修復の義務が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。なお、この損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、管理組合の承認を得る必要があります。またご契約時には、建物の保険金額にこれらの価額は含める必要はありません。

(注2) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。))および航空機は家財に含まれません。(原動機付自転車は家財に含まれます。)

(注3) P.17「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。

(注4) 敷地内に所在する宅配物(荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する動産である宅配ボックス等を含みます。)、自転車および原動機付自転車は保険の対象に含まれます。たとえば、置き配にて配達された宅配物が敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に存在する場合は、補償の対象となります。ただし、配達業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含まれます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

しんきん オーナーの火災ほけんでご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(注1)、併用住宅(注1)(注2)です。

住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(注1) 共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造(注3)の区分所有建物の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。

(注2) 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。




(注3) M構造とは、次ページに該当するものをいいます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

しんきん オーナーの火災ほけんの構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造内で保険料が異なる場合があります。)

M構造 	T構造 	H構造 
1. 下記の(1)～(4)のいずれかに該当する 共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) の共同住宅	1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) 3. 準耐火建築物 ^(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

! 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で(1)耐火建築物^(注1)の場合はM構造となります。)**該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
 (1)耐火建築物^(注1) (2)準耐火建築物^(注2) (3)省令準耐火建物

2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用しますが、保険料はH構造と同一となります。
 ※地震保険はH構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

保険の対象の評価額・保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の復旧費用の限度額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。

1. 建物

①評価額の算出

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。

②保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。(ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。)

詳しくはP.19評価済保険について(建物のみ)をご参照ください。



2. 家財

①評価額の算出

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。新価の目安については、P.4の「家財の新価の目安」を参照してください。

②保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。



3. 貴金属等

以下「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。



※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、 ご希望される保険金額を設定します。

2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額

(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

	対象	事故の区分	限度額
①	貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

保険期間について

しんきん オーナーの火災ほけんの保険期間は5年を限度とし、原則、整数年で設定してください。

特約の被保険者の範囲について

住宅修理トラブル 弁護士費用特約

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

割引について

1. 築年数別割引

ご契約期間の初日が保険の対象である建物の新築年月から24年11か月後の月末までにある場合、建物の築年数に応じた割引が、建物の保険料に対して適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

2. 建物・家財セット割引

建物と家財を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が5年であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

※建物と家財が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと








ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の1.から10.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- 住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更 	2. 保険の対象の移転 	3. 住居部分がなくなった 
4. 建物の建築年月 	5. 建物内の職作業作業規模の変更 	6. 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 7. 施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 8. 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) 9. 増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象としたご契約のみ) 10. 建物の所有関係(M構造の建物を保険の対象とする場合)
11. 保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
12. ご契約者の住所・通知先変更 	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
13. 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

安心更新サポート特約による更新について

安心更新サポート特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡が取れない場合は、通知締切日^(注1)までに損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容^(注2)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日^(注1)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注1)通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注2)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

! 安心更新サポート特約のご注意事項

- 保険期間が5年のご契約に自動セットされます。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。
- 損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

参考データ

どんな事故が多いの？

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、**事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。**(火災は事故件数ランキングでは第6位です。)
住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう! <2021年度個人用火災総合保険 保険金支払実績>より
事故件数ランキング **平均支払額ランキング**

事故種別	順位	事故種別	順位
水災・風災・雪災など	第1位	火災	第6位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位	漏水などによる水濡れ	第7位
漏水などによる水濡れ	第3位	水災・風災・雪災など	第8位

※ 平均支払額は、2021年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。



風災 平成30年台風21号

支払保険金額
2,000万円



水災 豪雨の土砂災害による家財の流失

支払保険金額
1,340万円

出典:一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

評価済保険について(建物のみ)

しんきん オーナーの火災ほけんではご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持する「**評価済保険**」を導入しています。そのため、万が一の事故の際には**実際の損害の額を全額補償します**。ご契約時から年月が経過し、建物が古くなっている場合でも安心です。

ここが違う!

従来の住宅向け火災保険では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。

ご契約時に評価



年月が経過して...



実際の損害の額を全額補償



実際の損害の額を全額補償

お住まいの地域の災害リスクがわからない!

「THE すまいのハザードマップ」をご活用ください!

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。

地震や水災などのお住まいを取り巻く各種災害リスクをピンポイントで分析できます!



カーボンニュートラルの取り組みについて

損保ジャパンは「SDGs経営」を掲げ、損害保険事業を通じた社会へのさらなる貢献に取り組んでいます。

火災保険においても、密接に関わる住宅への安心・安全の提供を通じた社会貢献を目指しており、その一つに、世界的な地球温暖化への対応であるカーボンニュートラルの実現があります。

経済産業省がカーボンニュートラルの実現に向けて定める「将来目指すべき住宅・建築物の姿」では、2030年時点ですべての新築物件のZEH化や、6割の新築戸建住宅への太陽光発電設備の導入が掲げられています。損保ジャパンは、住宅に大規模損害が発生した際のZEH住宅への建てかえの一助となる補償(建てかえ費用特約(P.7参照))や太陽光発電システムが損害を受けた際の発電利益に対する損失の補償(太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約(P.8参照))を提供することにより、「将来目指すべき住宅・建築物の姿」に寄与し、カーボンニュートラルの実現に貢献していきます。

さらに、約款の送付を省略するWeb約款をご選択いただくことで、ペーパーレス化を促進し、自然環境保護へも取り組んでいます。



ゼッチ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは?

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅」です。

▶ZEH住宅の詳細は 資源エネルギー庁ウェブサイトをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html



充実の
サービスを
無料セット!



すまいとくらしの アシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしの
アシスタントダイヤル

ロック つ まる 119番
0120-620-119



WEBからの受付はこちら

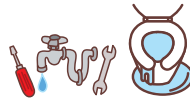
※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

サービス名

**24時間
365日受付**

水まわりのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

かぎのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分^(注))の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料で行います。

(注)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

防犯機能アップ 応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

健康・医療相談 サービス



次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談^(注)
- 医療機関情報などの提供

(注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日:午前9時～午後7時
土曜:午前10時～午後8時
(日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)

介護関連相談 サービス



介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

**平日
午前10時
～
午後5時**

※土・日・祝日、
12/31～1/3を
除きます。

住宅相談サービス (原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス (原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

※総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

⚠ サービスご利用にあたってのご注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明^(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客さま負担(有料)となる場合があります。
- 上記サービスは、2023年4月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。



住宅修理サービスに関するトラブルにご注

近年、悪質な住宅修理業者(注)とのトラブル増加が社会問題となっています。

(注)損害発生時の住宅修理等に関して「保険が使える」「火災保険で直せる」等という営業活動を行い、事故偽装や過大請求、保険金請求に本来必

要のない高額な保険金請求代行手数料を請求するなどの問題行為を行う業者です。

あなたの保険金が狙われています!

トラブル

1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は**手数料なしで**
申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの
手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



保険会社



「保険が使える」にご用心!

保険金の請求はご自身で簡単に
行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。
必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書*

*修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

台風や大雪による被害



地震による被害



地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問い合わせください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認ください。

手数料は
かかりません!



トラブル相談が多く

5年前の
約**3**倍に
急増しています!

データは2022年4月30日までのPIO-NET
オンラインネットワークで結び、消費生活
登録分です。なお、消費生活センター等か

「保険が使える」と言われたら!
損保ジャパン 住宅修理トラブル
相談窓口が取扱代理店に

まず相談!

お客さまからの
ご相談に対応します!

(平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時まで)

損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

意ください!

損保ジャパンでは、悪質な住宅修理業者とのトラブルを防止する目的で、全損や再築などを除き、保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いすることとしています(注)。
(注)損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に復旧したものとみなします。

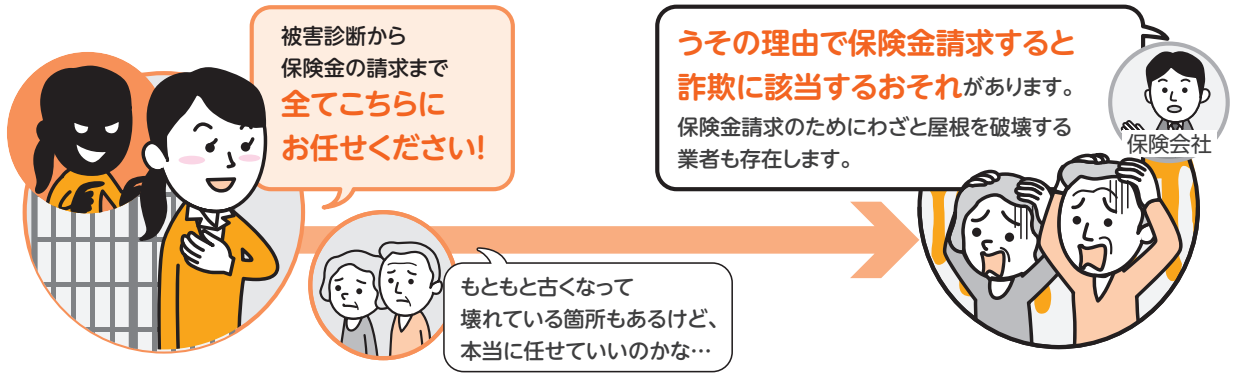
お支払いする損害保険金の額についてはP.13をご参照ください。

火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

トラブル

2

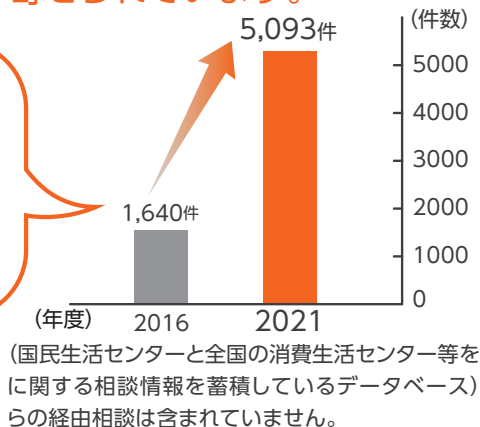
知らない間に詐欺に加担



▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

寄せられています。



ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。

100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないかと。

(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

●「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談

●火災保険の請求手続きのご相談

※損保ジャパンの火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

トラブル事例を **YouTube**でもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ

「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



契約トラブルに関するご相談先

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な消費生活相談窓口につながります!

しんきん オーナーの火災ほけんのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万が一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/>

【事故サポートセンター】 【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結！
24時間いつでも、カンタン、便利！

LINEのお友だち登録はこちら >



住宅修理サービスなどのトラブルについて

！ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」と勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせず、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
・火災保険の請求手続きのご相談

0120-0244-10

ゼロ ニ ショウ ト ラブル

【受付時間】平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時

※火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、ご使用の端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけません場合があります。

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

0120-222-882

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン公式ウェブサイト「よくあるご質問」

【パソコン・スマートフォンから】

<https://faq.sompo-japan.jp/>

●ご使用の端末やご利用環境によっては一部ご利用いただけません場合があります。



お客さま向けインターネットサービス

⑤ 損保ジャパンマイページ <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/> SOMPO Park <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能！

SOMPO Parkは「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに」をコンセプトとした、無料の会員サービスです。



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容やご利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 0570-022808 **通話料有料** ●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

- 「しんきん オーナーの火災ほけん」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは集団扱に関する特約(債務者集団扱)をセットした「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)、重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先【取扱代理店】